

広域ギガビットイーサネット専用線サービス「ハードイーサ」契約約款

第2版 (2015年2月1日から有効)

ソフトイーサ株式会社 通信事業部

(この約款の変更履歴は末尾に記載しております。)

| | |
|---------------------------|----|
| 第1章 総則 | 2 |
| 第1条 (この約款について) | 2 |
| 第2条 (サービスの名称) | 2 |
| 第3条 (約款の公表) | 2 |
| 第4条 (用語の定義) | 2 |
| 第2章 サービスの内容 | 3 |
| 第5条 (サービスで提供される機能) | 3 |
| 第6条 (契約者回線の種類) | 4 |
| 第7条 (最高速度) | 5 |
| 第8条 (最低利用期間および違約金) | 5 |
| 第9条 (初期費用と月額料金の決定) | 5 |
| 第10条 (特定契約者割引) | 5 |
| 第11条 (複数回線割引) | 6 |
| 第12条 (長期使用割引) | 6 |
| 第13条 (品質保証) | 7 |
| 第14条 (契約の単位) | 7 |
| 第15条 (相互接続) | 7 |
| 第3章 申込みと承諾 | 8 |
| 第16条 (申込検討) | 8 |
| 第17条 (申込み) | 8 |
| 第18条 (申込者様の義務) | 8 |
| 第19条 (ご利用場所における事前現地調査) | 8 |
| 第20条 (事前現地調査の結果提供不可能な場合) | 9 |
| 第21条 (工事費等加算額) | 9 |
| 第22条 (申込みの承諾) | 9 |
| 第23条 (承諾前の開始前の申込みの取消し) | 10 |
| 第4章 開通 | 10 |
| 第24条 (開通工事の開始) | 10 |
| 第25条 (開通までの間の契約の解除) | 10 |
| 第26条 (迅速な開通) | 10 |
| 第27条 (契約者様による承諾) | 10 |
| 第28条 (契約者様による相互接続事業者への対応) | 11 |
| 第29条 (屋内配線および回線終端装置の設置) | 11 |
| 第30条 (屋内配線) | 12 |
| 第31条 (回線終端装置) | 12 |
| 第32条 (開通) | 12 |
| 第5章 料金 | 12 |
| 第33条 (利用料金の支払義務) | 12 |
| 第34条 (最低利用期間) | 12 |
| 第35条 (請求) | 12 |
| 第36条 (支払い) | 13 |
| 第37条 (遅延損害金) | 13 |
| 第38条 (月額料金の変更) | 13 |
| 第6章 契約 | 13 |
| 第39条 (届出情報の変更) | 13 |
| 第40条 (パスワードの変更) | 13 |
| 第41条 (契約者様の地位の継承) | 13 |
| 第42条 (契約の譲渡等の禁止) | 13 |
| 第43条 (当社の行う事業譲渡) | 13 |
| 第44条 (契約者回線の種類の変更) | 13 |
| 第45条 (契約者様の義務) | 14 |
| 第46条 (承諾の限界) | 14 |
| 第47条 (秘密の保持) | 14 |

| | |
|---|----|
| 第 48 条 (契約者様から当社に対する文書等の送付) | 14 |
| 第 49 条 (契約者様への通知) | 15 |
| 第 50 条 (契約者様による契約の解除) | 15 |
| 第 51 条 (当社による契約の解除) | 15 |
| 第 52 条 (当社が行うハードイーササービスの終了の場合) | 15 |
| 第 53 条 (契約解除の場合の電気通信設備の取扱いについて) | 16 |
| 第 54 条 (電気通信設備の所有権の放棄) | 16 |
| 第 55 条 (契約解除後の権利義務の存続) | 16 |
| 第 7 章 保守およびサポート | 16 |
| 第 56 条 (責任分界点) | 16 |
| 第 57 条 (故障の定義) | 16 |
| 第 58 条 (契約者様の切分責任と修理の請求) | 16 |
| 第 59 条 (保守に関する連絡先) | 16 |
| 第 60 条 (当社による故障の検査および修理) | 17 |
| 第 61 条 (修理係員の派遣の日時) | 17 |
| 第 62 条 (修理係員の派遣にかかる期間) | 17 |
| 第 63 条 (当社による自主的な係員の派遣) | 17 |
| 第 64 条 (迅速な故障の回復のための契約者様の協力) | 17 |
| 第 8 章 損害賠償 | 17 |
| 第 65 条 (当社による損害賠償) | 17 |
| 第 66 条 (当社による損害賠償の方法) | 18 |
| 第 67 条 (特別な場合における損害賠償金額の計算上の故障期間の減算の規定) | 18 |
| 第 68 条 (免責) | 18 |
| 第 69 条 (契約者様による損害賠償) | 19 |
| 第 70 条 (土地・建物の所有者または管理者からの承諾の取得に関する規定) | 19 |
| 第 9 章 雑則 | 19 |
| 第 71 条 (個人情報取扱い) | 19 |
| 第 72 条 (非常時の通信利用の制限等) | 19 |
| 第 73 条 (保証の限界) | 19 |
| 第 74 条 (別に定めることとしている事項について) | 20 |
| 第 75 条 (この約款の変更) | 20 |
| 第 76 条 (協議) | 20 |
| 第 77 条 (合意管轄) | 20 |
| 第 78 条 (軽微な誤り) | 20 |
| 第 79 条 (可分性) | 20 |

第 1 章 総則

第 1 条 (この約款について)

- 電気通信事業者であるソフトイーサ株式会社 (以下「当社」といいます。) は、公共の福祉の増進に資することを目的として、電気通信事業法 (昭和 59 年法律第 86 号) に基づく電気通信サービスを提供します。当社は、この契約約款を定め、これにより広域ギガビットイーサネット専用線サービス (以下「本サービス」といいます。) を、契約者様に対して継続的に提供します。
- 当社と契約者様との法的関係・権利義務関係は、この約款に定められるところによります。この約款は、本契約の対象となる事項に関する当社と契約者様との間の合意のすべてであり、電子的、口頭、書面を問わず、パンフレットや Web サイト等に掲載されている内容、あるいは本契約の対象となる事項に関する本契約成立より前の当事者間における一切の合意、意思表示および通知に取って代わるものとします。
- 当社と契約者様との間で、本契約成立と同時にまたは本契約成立後に、別に特約 (特約の内容を明記し、当社と契約者様との間で 2 部作成し双方が押印した書面によるもの) により、本サービスの提供において、当該特約の内容は、この約款の規定に優先して適用されるものとします。

第 2 条 (サービスの名称)

本サービスの名称は、「ハードイーサ」とし、英語では「HardEther」と表記することとします。

第 3 条 (約款の公表)

当社は、この約款を、当社のインターネットウェブサイトのほか、当社が別に定める方法により公表します。

第 4 条 (用語の定義)

この約款においては、特に定めのない限り、次の用語はそれぞれ以下の表に掲げる意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 |
|----------|---|
| 電気通信設備 | 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいいます。 |
| 電気通信事業者 | 電気通信事業法第 9 条（電気通信事業の登録）の登録を受けた者または同法第 16 条（電気通信事業の届出）第 1 項の届出をした者をいいます。 |
| 相互接続事業者 | 当社と相互接続協定または相互接続契約を締結した他の電気通信事業者をいいます。 |
| 電気通信サービス | 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいいます。 |
| 契約者回線 | 本サービスによって設置される電気通信回線および当社が設置し当該電気通信回線と一体で機能する回線終端装置等の電気通信設備をいいます。 |
| 回線終端装置 | 契約者回線を終端する電気通信設備をいいます。 |
| 端末設備 | 契約者回線の一端に接続される電気通信設備であり、かつ、一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるものをいいます。 |
| 自営端末設備 | 契約者様が設置する端末設備をいいます。 |
| 自営電気通信設備 | 電気通信設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のものをいいます。 |
| 自営端末設備等 | 自営端末設備または自営電気通信設備をいいます。 |
| 接続ポート | 契約者様が通信を利用するために自営端末設備等を接続するべき、回線終端装置に具備されている通信端子をいいます。 |
| 開通 | 契約者回線が完成し、利用可能な状態になることをいいます。 |
| 開通工事 | 契約者回線の設置に必要な当社による事前現地調査が終了し開通に向けた作業を開始したときから開通までの間に行う作業をいいます（当社が発注または依頼することによって行われる相互接続事業者による現地調査等の作業を含みます。）。 |
| 開通日 | 契約者回線が開通した日をいいます。 |
| 継続利用期間 | 契約者回線が開通した日からの経過期間をいいます。 |
| 責任分界点 | 当社が設置する契約者回線と契約者様が設置する自営端末設備等を分界する点をいいます。 |
| 消費税相当額 | 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。 |
| 伝送路 | 送信の場所と受信の場所との間（隔地間）を接続する電気通信設備をいいます。 |
| 官地 | 国や地方自治体等が管理する公道などの土地のことをいいます。 |
| 光キャビネット | 光ファイバケーブルやその端子類等を安全に収納しておくための箱をいいます。 |
| VPN | 公衆ネットワーク上において暗号化やカプセル化等の技術を用いることによって通信を行い、仮想的に専用ネットワークと同等の通信の秘匿性を実現する技術または装置をいいます。 |
| 営業日 | 休業日（国民の休日、土曜日、日曜日、盆、暮れ、正月およびその他当社が別に定めるところにより休業する日をいいます。）以外の日をいいます。 |
| 営業時間 | 営業日の午前 10 時から午後 5 時までをいいます。 |
| 契約 | 当社から本サービスの提供を受けるための本約款に基づく契約をいいます。 |
| 申込検討者様 | 本サービスを契約するかどうかについて検討中の者をいいます。 |
| 申込者様 | 本サービスを契約するために当社に対して申込みを行った者（申込みを行おうとする意思を持って申込み手続きをしている者を含みます。）をいいます。 |
| ご利用場所 | 契約者様が申込みの段階において当社に対して指定した住所、建物名および部屋番号（部屋内でさらに細かい場所を定める場合にあってはそれを特定するための表現を含みます。）等によって特定される一意の場所をいいます。 |
| 契約者様 | 当社との間でこの約款による本サービスに係る契約を締結している者をいいます。 |

第 2 章 サービスの内容

第 5 条（サービスで提供される機能）

1. 当社は、本サービスにより、契約者様によって指定いただく 2 箇所のご利用場所の間に、1 つの契約者回線を設置し

ます。契約者様は、それぞれの契約者回線における回線終端装置の接続ポート間において、ギガビットイーサネットによる通信を利用することができます。

2. 契約者様は、前項の利用を行うため、2 箇所の接続ポートに、それぞれ自営端末設備等を接続します。これにより、2 箇所の自営端末設備等での通信が可能になります。
3. 接続ポートおよび接続ポート間で利用できる通信の仕様は、以下の表に掲げるとおりとします。

| 項目 | 仕様 | | | | | | | |
|-------------------------------|---|----------|----|---------|--|-----------|--|-------------|
| レイヤ1のインターフェイス | | | | | | | | |
| インターフェイス条件 | 1000Base-T | | | | | | | |
| 物理コネクタ | ISO8877 準拠の RJ-45 メス (いわゆる LAN ポートのメスコネクタ) | | | | | | | |
| MDI/MDIX | AUTO-MDIX 対応 | | | | | | | |
| 通信モード | オートネゴシエーション | | | | | | | |
| 適合ケーブル | 4 対 UTP/STP ケーブル (カテゴリ 5e 以上) | | | | | | | |
| レイヤ2 (イーサネット) のインターフェイス | | | | | | | | |
| 通信プロトコル | イーサネット | | | | | | | |
| 方式 | 以下に掲げる表のとおりとします。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">契約者回線の種類</th> <th style="width: 50%;">方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バリュウタイプ</td> <td>契約者回線内で送信元 MAC アドレスの学習およびブリッジングを行わない方式 (一方の接続ポートで受取ったフレームをそのまま他方に伝送する方式) とします。</td> </tr> <tr> <td>スタンダードタイプ</td> <td rowspan="2">契約者回線内で送信元 MAC アドレスの学習およびブリッジング (スイッチング) を行う方式とします。この場合、学習可能な MAC アドレス数は 8,192 個以下、エージングタイムは 5 分間以下とします。</td> </tr> <tr> <td>エンタープライズタイプ</td> </tr> </tbody> </table> | 契約者回線の種類 | 方式 | バリュウタイプ | 契約者回線内で送信元 MAC アドレスの学習およびブリッジングを行わない方式 (一方の接続ポートで受取ったフレームをそのまま他方に伝送する方式) とします。 | スタンダードタイプ | 契約者回線内で送信元 MAC アドレスの学習およびブリッジング (スイッチング) を行う方式とします。この場合、学習可能な MAC アドレス数は 8,192 個以下、エージングタイムは 5 分間以下とします。 | エンタープライズタイプ |
| 契約者回線の種類 | 方式 | | | | | | | |
| バリュウタイプ | 契約者回線内で送信元 MAC アドレスの学習およびブリッジングを行わない方式 (一方の接続ポートで受取ったフレームをそのまま他方に伝送する方式) とします。 | | | | | | | |
| スタンダードタイプ | 契約者回線内で送信元 MAC アドレスの学習およびブリッジング (スイッチング) を行う方式とします。この場合、学習可能な MAC アドレス数は 8,192 個以下、エージングタイムは 5 分間以下とします。 | | | | | | | |
| エンタープライズタイプ | | | | | | | | |
| 上位プロトコル | 任意のプロトコルを通過可能です。ただし、回線の種類がスタンダードタイプおよびエンタープライズタイプの場合については、スパンニングツリープロトコルの通過は保証されません。 | | | | | | | |
| VLAN タグ付きフレーム | IEEE802.1Q に準拠した任意の VLAN ID を付加した VLAN タグ付きフレームを通過可能です。ただし、回線の種類がスタンダードタイプおよびエンタープライズタイプの場合については、VLAN ID は 1 から 4,091 までとします。 | | | | | | | |
| 最大フレームサイズ (FCS の 4 バイトを含みます。) | 回線の種類がスタンダードタイプおよびエンタープライズタイプの場合については、1,518 バイト (ただし IEEE802.1Q に準拠した VLAN タグ付きフレームの場合は、1,522 バイトとします。) とします。 回線の種類がバリュウタイプの場合については、1,518 バイト (ただし IEEE802.1Q に準拠した VLAN タグ付きフレームの場合は、1,522 バイトとします。) までのフレームのほか、1,518 バイトを超えるフレーム (ジャンボフレーム) の透過に対応するものとします。この場合において、当社はフレームサイズ 4,092 バイト (ただし IEEE802.1Q に準拠した VLAN タグ付きフレームの場合は、4,096 バイトとします。) における動作保証を行います。回線を構成する装置のフレームサイズの上限値の規定はありませんが、4,092 バイト (VLAN タグ付きフレームの場合には 4,096 バイト) を超えるフレームの伝送について、お客様側の自営端末設備等の種類については相性問題によりパケットロスが発生する可能性があります。この場合において、お客様は契約前に当社に対してお客様側の自営端末設備等と当社装置とのジャンボフレーム伝送に係る相性問題の有無を確認する作業を請求することができるものとします。 | | | | | | | |

第6条 (契約者回線の種類)

契約者回線には、以下に掲げる種類があります (以下これらの種類を総称して「契約者回線の種類」といいます。)

| | |
|-------------|---|
| 契約者回線の種類の名称 | その契約者回線によって提供される通信サービスの特徴 |
| バリュウタイプ | 1つの契約者回線を構成する電気通信設備のうち、伝送路部分について、物理的な光ファイバケーブル (以下「主回線」といいます。) 1組で構成します。主回線または主回線を使用するための部品が故障した場合は、通信が不能になります。 当社は、主回線を用いて通信を行っているときの通信品質を、この約款に定めるところにより保証します。通信不能または品質を満たせない状態となった場合は、この約款に定めがある場合、その定めに従い料金を返金いたします。 |

| 契約者回線の種類の名称 | その契約者回線によって提供される通信サービスの特徴 |
|-------------|---|
| スタンダードタイプ | 1つの契約者回線を構成する電気通信設備のうち、伝送路部分について、主回線1組に加え、予備的なブロードバンド回線（以下「予備回線」といいます。）1組で構成します。 通常時は、主回線を用いて通信を行います。主回線または主回線を使用するための部品に障害が生じ、主回線が使用不能となった場合は、自動的に、予備回線1組を用いてVPNにより通信を行います。その後、当該障害が回復した場合は、元の状態に戻ります。予備回線を用いている場合の通信速度は低速となり、品質が低下します。 当社は、主回線を用いて通信を行っているときの通信品質を、この約款に定めるところにより保証します。通信不能または品質を満たせない状態となった場合（予備回線を用いて通信を行っている場合を組み合わせます。）は、この約款に定めがある場合、その定めに従い料金を返金いたします。 |
| エンタープライズタイプ | 1つの契約者回線を構成する電気通信設備のうち、伝送路部分について、主回線2組に加え、予備回線1組で構成します。 通常時は、主回線2組のうちいずれか1組を用いて通信を行います（通信を行うために使用する光ファイバケーブルの組は切替わることがあります。）。両組の主回線または主回線を使用するための部品に障害が生じた場合は、自動的に、予備回線1組を用いてVPNにより通信を行います。その後、当該障害が回復した場合は、元の状態に戻ります。予備回線1組を用いている場合の通信速度は低速となり、品質が低下します。 当社は、主回線を用いて通信を行っているときの通信品質を、この約款に定めるところにより保証します。通信不能または品質を満たせない状態となった場合、または予備的なブロードバンド回線を用いてVPNにより通信を行っている場合は、この約款に定めがある場合、その定めに従い料金を返金いたします。 |

第7条（最高速度）

1. 契約者回線の通信速度の最高速度は、一方向につき 1Gbps（1,000,000,000 ビット毎秒）、双方向で 2Gbps（2,000,000,000 ビット毎秒）とします。
2. 前項の定めは技術上の最高速度をいうものであり、当社は、常時最高速度で通信が利用できることを保証いたしません。ただし、この約款に規定がある場合は、当該規定に基づき、通信速度その他の品質を保証いたします。

第8条（最低利用期間および違約金）

1. 契約者回線の最低利用期間は、1年間とします。
2. 契約者様は、最低利用期間が満了するまでの間であっても、契約を将来に向かって解除することができます。この場合、この約款の規定に基づき、違約金をお支払いいただきます。
3. 2014年6月1日以降にお申し込みをされた契約者様は、当社が別に定めるところにより規定する「2ヶ月間お試し利用・返金制度」（当社が当社のWebサイトに掲載する内容に基づくものとします。）の条件に一致した場合において、回線開通後2ヶ月以内に当該回線を解約いただくことができます。この場合においては、前項の違約金の支払は免除されるものとします。

第9条（初期費用と月額料金の決定）

1. 契約者回線に係る初期費用および月額料金の金額は、ご利用場所および必要な回線の線路長その他の要素のほか、回線終端装置等の設置にかかる工事の内容によって定まり、申込みの際に、当社が決定し提示するものとします。
2. 配線工事等が発生する場合、初期費用とは別に、工事費等加算額が生じる場合があります。この場合、契約者様は、工事費等加算額を初期費用に加算した額を支払うものとします。
3. 前項の工事費等加算額は、この約款の規定に基づき、申込者様と当社との間の協議で定めます。

第10条（特定契約者割引）

1. 当社は、以下の表に掲げる適用条件に該当する契約者様に対して、当該契約者様が申込みの段階で希望される場合に、以下の表に掲げる内容の割引（以下「特定契約者割引」といいます。）を実施します。

| 割引の名称 | 適用条件 | 割引の内容 |
|---------|---|------------------------------------|
| ベンチャー割引 | 契約者様が以下のいずれかに該当する場合とします。 1. 中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）において規定される小規模企業者（おおむね常時使用する従業員の数が20名（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5名）以下の事業者をいいます。）。 2. 過去の決算における年間の売上金額の最高金額が5,000万円以下の事業者。 3. 法人の設立の日から3年間を経過していない事業者。 | 初期費用から半額を割り引くとともに、月額料金から5万円を値引きます。 |

| 割引の名称 | 適用条件 | 割引の内容 |
|----------|--|------------------------|
| | 4. 個人事業者。 5. その他当社が相当と認めた者。 ただし、契約者様が法人の場合であつて、かつ、設立の日から7年 間が経過している場合、または当社が利用形態その他により、この 割引の適用が不適切であると判断した場合は除きます。 | |
| アカデミック割引 | 契約者様が以下のいずれかに該当する場合とします。 1. 学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）で定められた幼 稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校、 または各種学校申請を出している外国人学校。 2. 学校教育法で定められた大学（大学院、短期大学、医学部附属 病院を含みます。）、高等専門学校、専修学校、専門学校及び 各種学校および国および地方自治体が設立した各種大学校。 3. 1または2の設立・管理・運営を目的として設立されている国 立大学法人、学校法人および教育委員会。 4. 大学共同利用機関法人。 5. 職業能力開発促進法（昭和44年7月18日法律第64号）で定め られた各種職業訓練学校。 6. 地方教育行政の組織および運営に関する法律（昭和31年6月 30日法律第162号）第30条（教育機関の設置）に定める教育 機関。 7. 文部科学省が設置した独立行政法人のうち博物館、美術館、図 書館、その他教育を目的とした機関。 8. その他当社が相当と認めた者。 ただし、当社が利用形態その他により、この割引の適用が不適切で あると判断した場合は除きます。 | ベンチャー割引の場合 と同じとします。 |

2. 特定契約者割引は、契約者回線の種類が「バリュータイプ」の場合にのみ適用します。
3. 特定契約者割引は、初期費用および月額料金の金額に対して適用します。
4. 特定契約者割引を受けようとする申込者様は、当社に対して、申込みに際し、適用条件に該当する旨を証明する書面
等を提出しなければなりません。
5. 第11条（複数回線割引）に定める複数回線割引または第12条（長期使用割引）に定める長期使用割引が適用される
場合は、特定契約者割引によって割り引かれるべき金額と、複数回線割引または長期使用割引によって割り引かれる
べき金額（両方が適用される場合は、両方を適用することによって割り引かれるべき金額とします。）のうち、いず
れか割引額が高い方の割引を適用します。
6. 特定契約者割引の適用を受けていた契約者様が、適用条件に該当しない状態となった場合、契約者様は直ちにその事
実を当社に通知するものとし、該当しない状態となった時点以降は割引の適用は行われません。
7. 「ベンチャー割引」と「アカデミック割引」の2つを同時に受けることはできません。

第11条（複数回線割引）

1. 当社は、同一の契約者様が2つ以上の契約者回線に係る契約を締結されている場合において、当該契約者様に対し、
以下の表に掲げる条件ごとの割引率による割引（以下「複数回線割引」といいます。）を実施します。

| 同一の契約者様が締結され ている契約者回線の数 | 月額料金の割引率 |
|----------------------------|----------|
| 2つ | 2.0 % |
| 3つ | 4.0 % |
| 4つ | 6.0 % |
| 5つ | 8.0 % |
| 6つ以上 | 10.0 % |

2. 複数回線割引は、契約者回線の種類がいずれの場合でも適用します。
3. 複数回線割引は、月額料金の金額に対して適用します。
4. 複数回線割引を受けようとする申込者様または契約者様は、当社に対して、複数回線割引の適用条件を満たすことと
なる契約の申込時に、複数回線割引を受けることを希望する旨を通知するものとします。
5. 複数回線割引と、第12条（長期使用割引）に定める長期使用割引とを同時に適用すべき場合は、まず一方の割引率
を適用して割り引いた結果の金額に、他方の割引率を適用して割引くこととします。
6. 複数回線割引の適用の是非および適用する場合の月額料金の割引率は、その月額料金に係る月の初日を基準日として
計算します。

第12条（長期使用割引）

1. 当社は、契約者回線の継続利用期間が一定以上の契約者様に対し、当該契約につき、以下の表に掲げる条件ごとの割

引率による割引（以下「長期使用割引」といいます。）を実施します。

| 契約者回線の継続利用期間 | 月額料金の割引率 |
|--------------|----------|
| 1年間以上2年間未満 | 2.0% |
| 2年間以上3年間未満 | 4.0% |
| 3年間以上4年間未満 | 6.0% |
| 4年間以上5年間未満 | 8.0% |
| 5年間以上 | 10.0% |

2. 長期使用割引は、契約者回線の種類がいずれの場合でも適用いたします。
3. 長期使用割引は、月額料金の金額に対して適用します。
4. 長期使用割引は、自動的に適用されます。契約者様による、適用を希望する旨の通知は不要です。
5. 長期使用割引の適用の是非および適用する場合の月額料金の割引率は、その月額料金に係る月の初日を基準日として計算します。

第13条（品質保証）

1. 当社は、契約者回線について、契約者様が、以下の表に掲げる品質の通信を常時利用できることを保証します（ただし、第57条（故障の定義）に定められる故障に該当しない範囲の通信故障は、保証範囲に含まれないものとします。）。

| 項目名 | 保証値 |
|---------|--|
| 通信速度 | 0.8Gbps（800,000,000ビット毎秒）以上とします。 |
| 遅延時間 | 当社が定め、契約者様に対して第16条（申込検討）で定める申込検討の段階で回答した値とします。 |
| パケットロス率 | 当社が定め、契約者様に対して第16条（申込検討）で定める申込検討の段階で回答した値とします。 |

2. 当社は、前項の品質の通信を利用することができない期間が発生した場合は、第65条（当社による損害賠償）に定める基準により、その損害を賠償します。
3. この約款において、通信速度とは、当社が別に定める測定基準に従い、一方の回線終端装置の接続ポートから連続的に最大サイズの通信パケットを送信し、もう一方の回線終端装置の接続ポートで当該通信パケットを受信することを相当の時間継続して実施し、総通信量を通信時間で割ることによって算出した値を意味します。
4. この約款において、遅延時間とは、測定のための通信以外の通信がない状況において、測定用の通信パケットを受取ったら直ちにそのパケットと同等サイズの通信パケットを返送することができる端末Aと、測定用の通信パケットを送信してから同等サイズの返送されてきた通信パケットを受信するのにかかる時間を測定することができる端末Bの2台の端末を用意し、まず、端末Aと端末Bを同一室内に設置し、数メートル程度のネットワークケーブルで接続して、端末Bから送信した通信パケットが端末Bに返送され戻ってくるまでの時間を測定し（ただし、当社が別に定める測定基準に従い、相当の時間、継続して通信を実施した結果の平均値とします。）、その結果をX秒とし、次に、端末Aを契約者回線の一方の回線終端装置に、端末Bを他方の回線終端装置に接続し、同様に端末Bから送信した通信パケットが端末Bに戻ってくるまでの時間を測定し（ただし、当社が別に定める測定基準に従い、相当の時間、継続して通信を実施した結果の平均値とします。）、その結果をY秒としたとき、YからXを減じてその値を2で割った値を意味します。
5. この約款において、パケットロス率とは、相当時間内に、かつ測定のための通信以外の通信がない状況において、一方の回線終端装置の接続ポートから送信した通信パケットがもう一方の回線終端装置の接続ポートにパケットデータの破損もしくは滅失なしに到着する個数を計測し、その個数を送信した通信パケットの個数で割って100を掛けた値を、100から減じた値（ただし、当社が別に定める測定基準に従い、相当の個数、継続してパケットを送信した結果の値とします。）とします。

第14条（契約の単位）

1. 当社は、1つの契約者回線ごとに1つの契約を締結いたします。契約者様の数は、1つの契約につき1人（自然人または法人とします。）とします。
2. 相続、会社分割等によって契約者様の数が複数になる場合は、第41条（契約者様の地位の継承）の定めるところにより、速やかな協議の上、複数になった契約者様のうちの1人を本契約の当事者と定めるものとし、本契約に基づく権利の共有は認めないものとします。

第15条（相互接続）

1. 当社は、伝送路のうち一部または全部につき、独自に光ファイバケーブルを設置せず、当該区間について、相互接続事業者の光ファイバケーブルを利用することがあります。
2. 前号の場合においても、契約者様は当該相互接続事業者との間の契約を締結し、または当該相互接続事業者に対して利用料金をお支払いいただく必要はありません。

第3章 申込みと承諾

第16条 (申込検討)

1. 申込検討者様は、当社が定める方法により、当社に対して、初期費用、月額費用およびその他の提供条件に関する見積りを依頼します。
2. 申込検討者様は、前項の見積りの依頼に際して、以下の情報を当社に通知します。
 - (ア) 契約者回線の設置を希望される両端のご利用場所の住所
 - (イ) その他見積りの作成のために必要と当社が考える事項
3. 当社は、申込み検討者に対して、以下の情報を回答いたします。
 - (ア) 初期費用および月額料金の見積り
 - (イ) 第13条 (品質保証) に掲げる表で定めるべき遅延時間およびパケットロス率の値
4. 当社は、第1項の依頼があった内容を元に検討した結果、当該内容に係る契約者回線を提供することができないと判断した場合は、提供できない旨とその理由を回答いたします。
5. 初期費用の他に、開通工事にあたり、第22条 (申込みの承諾) で規定される工事費等加算額が必要な場合があります。ただし、工事費等加算額は第19条 (ご利用場所における事前現地調査) で規定される事前現地調査を実施しなければ見積ることができない為、第3項の回答の際には回答せず、別途ご回答いたします。

第17条 (申込み)

1. 申込検討者様は、第16条 (申込検討) に対する回答の結果、本サービスを申し込もうとする場合は、以下の項目を提示して当社に対して申込むものとします。
 - (ア) 申込検討者様の氏名または名称、住所、連絡先の情報
 - (イ) 第6条 (契約者回線の種類) で規定されるもののうち利用を希望する契約者回線の種類
 - (ウ) 第10条 (特定契約者割引) または第11条 (複数回線割引) の適用を希望される場合はその旨
 - (エ) 第18条 (申込者様の義務) 第1項の (ア) で規定されるご利用場所に係る担当者様 (以下「担当者様」といいます。) の氏名、勤務先住所、連絡先等の情報 (2箇所のご利用場所ごとに異なる場合は、2名分の情報とします。)
 - (オ) (エ) で指定される担当者様に事前現地調査および開通その他の現場作業のための立会いや対応等を行っていただける、申込日からおおそ2ヶ月間の余裕のある日時候補
 - (カ) 第18条 (申込者様の義務) を承諾された旨
 - (キ) その他当社が提供を依頼する情報
2. 前項の (オ) における日時候補は、日付および午前・午後・夕方以降の組合せを、当社が書式を定める表を埋める形態で提示していただきます。
3. 前項の申込みは、当社所定の以下のいずれかの方法により行っていただきます。
 - (ア) 書面の提出
 - (イ) インターネットを通じた電子データの送信

第18条 (申込者様の義務)

1. 申込者様は、以下のことを行うものとします。
 - (ア) 担当者様 (2箇所のご利用場所において同一の1名または異なる方2名とします。) を選任いただくこと。ただし、担当者様は、当社若しくは相互接続事業者が、係員を事前現地調査、工事または開通後の保守のために現地に派遣した場合において、その作業に立会っていただける方とします。
 - (イ) 相互接続事業者から、光ファイバケーブル等の設置等に係る調査または工事のため、当社を経由せずに直接申込者様または担当者様宛に連絡があった場合は、それに関する対応。
 - (ウ) 当社若しくは相互接続事業者が派遣する係員が、ご利用場所を含む土地・建物へ立ち入ることの承諾、およびその土地・建物へ立ち入る場合に特別な手続きが必要な場合は当該手続きの方法の通知。
 - (エ) 当社若しくは相互接続事業者が依頼する場合において、ご利用場所に係る配管系統図等の、電気通信設備の設置に必要な情報の提供または入手。
 - (オ) 当社が、工事業務、故障検査・修理等の現場作業に係る業務および契約に係る事務手続き業務を、第三者に委託する場合があることの承諾。
2. ご利用場所を含む土地・建物を所有または管理されている者 (以下「管理者様等」といいます。) が、申込者様とは別の者である場合にあっては、申込者様は、前項の (ア) 、 (ウ) および (オ) に係る承諾を、管理者様等から、第17条 (申込み) に規定される申込みを行うより前に取得していただくものとします。
3. 当社は、本サービスに関する申込み、契約、開通、故障検査・修理、解除等の手続きについて、特にその件数が頻繁で輻輳している時期に依頼があった場合は、その請求を受付けるまで、または受付けた後に対応するまでの期間について、特に遅滞が生じる場合があります。このことについて、申込者様および契約者様は、予め承諾いただくものとします。

第19条 (ご利用場所における事前現地調査)

1. 当社は、原則として、申込みを受付けた後に、2箇所のご利用場所ごとに、事前現地調査を実施いたします。
2. 前項にかかわらず、当社が事前現地調査をする必要がなく本サービスを提供可能であると判断したご利用場所につい

ては、事前現地調査を実施しない場合があります。この場合、当社は、当該ご利用場所に関して、事前調査を実施した結果サービスの提供が可能と判断した場合と同等に取扱うこととし、また工事費等加算額については無料と決定することとします。

3. 当社は、一方のご利用場所における事前現地調査および第5項の協議の結果、当該ご利用場所における本サービスの提供が不可能と判断した場合、もう一方のご利用場所における事前現地調査は行わない場合があります。
4. それぞれのご利用場所における現地調査は、原則として、当該ご利用場所に係る担当者様に立会いいただいで行うものとします。この場合、第17条（申込み）第1項の（オ）の候補日を基に、当社が指定した日に実施します。
5. 事前調査は、原則として、ご利用場所を含む土地・建物に、当社または当社が委任した者の派遣する係員（以下「事前調査係員」といいます。）が立入って行います。申込者様は、事前調査係員との間で、以下の項目について協議することとします。
 - （ア）官地からご利用場所の属する土地・建物構内までの光ファイバの引込み場所と引込みに係る配線方法の詳細
 - （イ）光キャビネットの設置場所
 - （ウ）回線終端装置の設置場所
 - （エ）光キャビネットから回線終端装置設置場所までの屋内配線の方法の詳細
 - （オ）その他必要な事項
6. 事前調査係員は、事前現地調査および前項の協議の結果、ご利用場所における本サービスの提供可否を判断し、その結果によって提供の可否および以下の表に掲げる項目を回答します。

| 提供の可否 | 回答の内容 |
|----------|---|
| 提供可能な場合 | 1. おおよその配線ルートおよび回線終端装置ならびに光キャビネット等の設置場所 2. 第22条（事前現地調査の結果提供可能な場合）で規定される工事費等加算額のうち当該ご利用場所における金額 |
| 提供不可能な場合 | 提供不可能な理由 |

第20条（事前現地調査の結果提供不可能な場合）

当社が、第19条（ご利用場所における事前現地調査）による2箇所のご利用場所の事前現地調査および協議の結果、両方のご利用場所において本サービスの提供が可能と判断したとき以外の場合については、以下の各号の規定を適用するものとします。

- （ア）当社は、申込者様による申込みを承諾しないものとします。
- （イ）事前現地調査等で当社に費用が発生した場合においても、申込者様はその費用をお支払いいただく必要はありません。

第21条（工事費等加算額）

1. 事前調査係員が第19条（ご利用場所における事前現地調査）第6項の手続きで回答する工事費等加算額の金額は、光キャビネットから回線終端装置の設置場所までの配線工事およびこれらの電気通信設備の設置に係る工事に充てられる費用とします。
2. 前項の費用は、当社が定めます。
3. 第1項の費用は、軽微な場合には、当社の判断により無料とすることがあります。
4. 第2項の規定にかかわらず、申込者様は、第1項の工事費等加算額について、当社または事前調査係員との間で協議を行うことができます。この協議が相当の期間を経ても整わない場合、当社は申込みを承諾せず、申込者様は申込みを取り消すことができます。

第22条（申込みの承諾）

1. 当社は、第20条（ご利用場所における事前現地調査）による2箇所のご利用場所の事前現地調査および協議の結果、両方のご利用場所において本サービスの提供が可能と判断したとき、第4項に規定する場合を除き、申込を承諾します。
2. 申込みの承諾の通知は、当社が別に定める方法により書面または電子メールを送付することで行います。
3. 本契約は、前項の通知を当社が発信した時点で成立するものとします。
4. 当社は、以下の場合に、その申込みをお断りすることがあります。
 - （ア）申込者様が、事実と異なる情報を提示して申込みされた場合。
 - （イ）申込者様が、第51条（当社による契約の解除）第1項の（ア）から（ウ）に該当する場合または該当する恐れがある場合。
 - （ウ）当社の技術上または業務の遂行上、サービスを提供することができない理由がある場合。
 - （エ）申込者様が、過去にこの約款に違反したことにより契約が解除となった者である場合。
 - （オ）申込者様が、短期間で頻りに申込みとその撤回または申込内容の変更を繰り返す者である場合。
 - （カ）申込者様が、この約款に定める料金等の支払能力を有することを当社が確認することができない場合。
 - （キ）申込者様が、この約款で行うべきとされている行為を行わず、または禁止されている行為を行った場合。
 - （ク）申込者様または申込者様が選任されるご利用場所に係る担当者様の協力を得られず、事前現地調査を円滑に行うことが困難な場合。
 - （ケ）その他、申込みをお断りすることが適切と当社が判断する場合。

5. 当社は、申込みをお断りする場合は、申込者様に対し、その理由を通知します。ただし、前項の（イ）、（カ）の場合またはその他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

第 23 条 (承諾前の開始前の申込みの取消し)

1. 申込者様は、当社が申込みを承諾する前にあっては、自己の都合により、いつでも申込みを取り消すことができるものとします。この場合、当社はその取消しを承諾するものとします。
2. 当社は、第 21 条（工事費等加算額）第 5 項各号で定める開通工事開始合意書を、申込者様に対して交付した後でも、申込みを承諾しないことができるものとします。
3. 当社が申込みを承諾しない場合または申込者が申込みを取り消す場合において、以下の各号のいずれにも該当しない場合は、当社は、事前現地調査に要した費用について、以下の表に掲げられる方法によって算出し、その金額（消費税相当額を加算した金額とします。）を申込者様に対して請求できるものとし、申込者様は、当社が指定する方法により請求の日の翌月末日（ただしこの日が金融機関の休業日の場合はその次の最初の営業の日とします。）までにこれを支払うものとします。
 - (ア) 第 20 条（事前現地調査の結果提供不可能な場合）によって申込みが取消しとなる場合。
 - (イ) 取消しの理由が、第 22 条（申込みの承諾）第 4 項の（ウ）のいずれかである場合。
 - (ウ) 第 21 条（工事費等加算額）第 4 項に規定される、工事費等加算額の金額に係る協議が整わないことによる取消しである場合。
 - (エ) その他、申込者様が事前現地調査に要した費用の支払いの免除を受けることが適切であると当社が判断する場合。

| 事前現地調査の実施の形態 | 事前現地調査に要した費用の算出方法 |
|-------------------|---|
| 当社が実施する場合 | 所要時間 1 時間（小数点以下は切上げとします。）ごとに、事前調査係員 1 名につき、8,000 円とします。 |
| 当社が第三者に委託して実施する場合 | 当該受託者が当社に対して請求する金額とします。 |

第 4 章 開通

第 24 条 (開通工事の開始)

1. 当社は、本契約成立後速やかに本契約に係る契約者回線につき、第 22 条第 2 項各号に定める事項を設定します。
2. 当社は、契約が成立後できる限り迅速に、契約者回線の開通工事を開始するよう努めます。

第 25 条 (開通までの間の契約の解除)

1. 当社は、契約が成立してから契約者回線が開通するまでの間、以下のいずれかに該当することとなった場合に、いつでも契約を将来に向かって解除できます。
 - (ア) 契約者様または担当者様の協力を得られず、開通作業を円滑に行うことが困難な場合。
 - (イ) その他第 22 条（申込みの承諾）第 4 項各号に該当する場合。
2. 契約者様は、契約が成立してから契約者回線が開通するまでの間、自己の都合により、いつでも契約を将来に向かって解除できます。
3. 前各項により契約が解除となった場合において、以下の各号のいずれにも該当しない場合は、当社は、その解除によって当社が負担することになった費用について、その金額（消費税相当額を加算した金額とします。）を契約者様（契約者様であったにもかかわらず解除によって契約者様でなくなった者を含みます。以下この条項において同じとします。）に対して請求できるものとし、契約者様は当社が指定する方法により請求の日の翌月末日までにこれを支払うものとします。
 - (ア) 解除の理由が、第 22 条（申込みの承諾）第 4 項の（ウ）のいずれかである場合。
 - (イ) その他、当社が、契約者様に対して当社が負担することになった費用を請求することが不適切な場合であると判断する場合。
4. 当社は、契約が成立してから契約者回線が開通するまでの間、技術上または業務の遂行上の理由がある場合（第 1 項または第 2 項に該当する場合を除きます。）は、開通作業を行うことが著しく困難または不可能となった場合に、いつでも契約を将来に向かって解除できます。この場合、当社は契約者様に前項の費用を請求いたしません。

第 26 条 (迅速な開通)

1. 当社は、できる限り迅速に契約者回線を開通させるべく努め、契約者様はこれに協力するものとします。
2. 前項の協力のため、契約者様は、当社が依頼した場合、第 17 条（申込み）第 1 項の（オ）に規定される候補日の一覧を、当社に対して提示するものとします。

第 27 条 (契約者様による承諾)

1. 契約者様は、以下の各項の事項について、予め承諾するものとし、これらによって原状回復ができない影響が生じた場合について、その損害を当社または相互接続事業者に対し請求しないことに合意します。
 - (ア) 光ファイバケーブル等を官地からご利用場所を含む土地・建物に引込む必要がある場合にあっては、当社または相互接続事業者が、その引込みを行うこと。

- (イ) 前号の実現のため、当社または相互接続事業者が、配管設備および光キャビネット等もしくは光キャビネット等を壁面に頑丈に固定するための木板ならびにこれに類するものを土地・建物に固定する場合があること。
 - (ウ) 前号の光キャビネットを新たに設置する必要がある場合は、当社または相互接続事業者が、当該光キャビネットを、原則として、建物に既に設置されている、NTT（東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社のことをいいます。）またはそれに類する電話会社の MDF（ご利用場所を含む土地・建物内に設置される、電話回線用の主配電盤のことをいいます。）の付近に設置すること。
 - (エ) 前各号の実現のため、当社または相互接続事業者が、既設の配管等または貫通穴を使用すること。既設の配管等の設備が不足している場合にあつては、当社または相互接続事業者が、配管等または貫通穴を新たに増設し、またはケーブル引き留め金物の設置（これらに類する配線器材を含みます。）を行う場合があること。
 - (オ) 光ファイバケーブル等を官地からご利用場所を含む土地・建物に引込む場合にあつて、架空経路を使用する場合は、それが原因で土地・建物の外観に影響がある可能性があること。
 - (カ) 第 19 条（ご利用場所における事前現地調査）第 5 項の協議の結果、回線終端装置を設置することとなった場所に、当社が回線終端装置を設置すること。
 - (キ) 前号の円滑な設置のために、契約者様または担当者様が、その場所およびその周囲の空白（作業員が設置工事のために出入りするために用いるべきスペースのことをいいます。）を、事前に空けておくこと。なお、回線終端装置の寸法等は第 31 条（回線終端装置）に定めるところとします。
 - (ク) (カ) の回線終端装置の設置の場所の近傍に、契約者様の費用負担により、事前に電源コンセントを設置すること（電源コンセントがない場合に限ります。）。
 - (ケ) 当社または相互接続事業者が、第 30 条（屋内配線）に規定する屋内配線を新たに設置すること。この際、既存の配線ケーブル等の近傍または上下に、新たに設置する屋内配線のケーブルが隣接、接触または覆い被さることがあること。
 - (コ) 契約者様は、回線開通後において、回線終端装置に電源コンセントにより電気を供給し続ける必要があること。また、当該電気料金は契約者様の負担となること。
 - (サ) (コ) によって電気を供給している間、回線終端装置から軽微な騒音（通常コンピュータ等の装置を稼働させる場合にそれらの装置の冷却ファン等から発せられる程度の音量とします。）が継続的に生じる場合があること。
 - (シ) 当社または相互接続事業者が実施する調査・工事または保守等のために、電気コンセントを用いて電動工具やコンピュータ等を使用することがあること、その際に必要な範囲で電気を消費する場合があること（当該電気料金は契約者様の負担とします。）、および脚立、高所作業車その他の器具を一時的に持込む場合があること。
2. 当社は、工事、故障検査・修理等の現場作業等の業務および契約に係る事務手続き業務を、第三者に委託する場合があります。この場合、この約款で契約者様が当社に対して協力するべき旨の規定がある部分については、契約者様は、当該委託先第三者に対しても同等の協力を行うものとします。
 3. ご利用場所を含む土地・建物を所有、占有または管理している者（以下「管理者様等」といいます。）が、契約者様とは別の者である場合にあつては、契約者様は、第 1 項の各号に係る承諾を、第 21 条（工事費等加算額）第 5 項各号で規定される開通工事開始合意書を当社に対して提出する前に、管理者様等から事前に取得していただくものとします。
 4. 契約者様が前項の承諾を取得されなかったことにより、管理者様等から当社または相互接続事業者に対して修補請求または損害賠償請求等があった場合、契約者はそのために当社が被る損害および費用を負担するものとします。

第 28 条（契約者様による相互接続事業者への対応）

1. 当社が契約者回線の開通のため、第 15 条（相互接続）に規定する方法により相互接続事業者の光ファイバケーブルを利用する場合において、当該相互接続事業者が光ファイバケーブルを設置または引込もうとする場合、当社を経由せず、直接契約者様または担当者様宛に当該相互接続事業者からの連絡（主に光ファイバケーブルの工事または工事に係る事前調査の日程調整のための連絡がありますが、これらに限定されません。）がある場合があることを、契約者様は了承するものとします。
2. 前項の場合、契約者様または担当者様は、当該相互接続事業者からの日程調整等のための連絡に対応するものとします。
3. 相互接続事業者が主に光ファイバケーブルの工事または工事に係る事前調査のために、ご利用希望場所を含む土地・建物に立入って作業を行う場合があることを、契約者様は了承するものとします。この場合、契約者様または担当者様は、求めに応じてこれらの作業に立会うものとします。
4. 前各号に関することについて、契約者様または担当者様と相互接続事業者との間で齟齬が生じ、その他円滑な伝送路の設置工事が滞る場合については、契約者様は、直ちに当社に通知するものとします。

第 29 条（屋内配線および回線終端装置の設置）

1. 当社は、契約者様および担当者様と協議した結果、日程を定め、2 箇所のご利用希望場所について、屋内配線および回線終端装置の設置工事を行います。
2. 当社は原則として前項の協議で定めた日程で工事を行い、当社の所有物として、屋内配線および回線終端装置を設置します。ただし、技術上または業務の遂行上の理由により、当社は日程を変更することができるものとします。また、やむを得ない事情により、事前に予期した場合よりも工事が長引き、工事を完了すべき日の翌日以降までかかる場合があります。契約者様はあらかじめこれらの可能性があることについて承諾するものとします。

第 30 条 (屋内配線)

1. 当社は、屋内配線を、当社の所有物として、回線終端装置と光ファイバケーブルが官地から引込まれる点との間に設置します。
2. 屋内配線は光ファイバケーブルとし、本サービスの提供のために必要な芯線を含みます。ただし、配線効率等の向上のため、同時に予備芯線を設置することがあります。
3. すでにご利用場所の土地・建物内に利用可能な空き屋内配線がある場合は、屋内配線を新たに設置することに代えて、当該空き屋内配線を利用できるものとし、この場合、契約者様は、当社に対し、本契約が有効な期間、当該空き屋内配線を無償にて使用許諾するものとし、

第 31 条 (回線終端装置)

1. 当社は、回線終端装置を、当社の所有物として、第 19 条 (ご利用場所における事前現地調査) 第 5 項の協議の結果、回線終端装置を設置することとなった場所に設置します。
2. 回線終端装置には、屋内配線を接続します。
3. 回線終端装置は、電源コンセントを介して、100V 50Hz または 60Hz の電気を供給することで稼働します。この場合、回線終端装置 1 個あたりの消費電力は、回線の種類がバリュートイプの場合には最大 10W 程度、スタンダードタイプおよびエンタープライズタイプの場合には最大 400W 程度とします。
4. 回線終端装置は、直射日光が当たらない安定した室内に設置するものとし、契約者様は、回線終端装置を設置した場所の室温を摂氏 10°C から 35°C、湿度を 20% から 80% (ただし結露しないこと。) に保つものとし、
5. 回線終端装置 1 個あたりの寸法および重量は、契約者回線の種類ごとに、以下の表で掲げる値以下とします。ただし、技術上または業務の遂行上やむを得ない理由がある場合は、当社はこの寸法または重量を変更することがあります。

| 契約者回線の種類 | 回線終端装置の寸法 (ヨコ × タテ × フカサ) | 回線終端装置の重量 |
|-------------|--------------------------------|-----------|
| バリュートイプ | 壁面に設置する場合 : 30cm × 25cm × 10cm | 2kg |
| | 床面に設置する場合 : 30cm × 10cm × 25cm | |
| スタンダードタイプ | 一般的な 19 インチサーバラックにおける連続する | 32kg |
| エンタープライズタイプ | 3U 分のスペースとします。 | |

第 32 条 (開通)

当社は、2 箇所のご利用場所に屋内配線および回線終端装置を設置した後、当社の定める方法により開通試験を実施し、試験の結果に問題がない場合に、契約者回線は開通したものとします。

第 5 章 料金

第 33 条 (利用料金の支払義務)

1. 契約者様は、この約款の定めるところにより、当社に対して利用料金を支払うこととします。
2. 利用料金は、契約者回線が開通した日から理由の如何を問わず契約が終了した日の前日までの期間について、課せられるものとし、
3. 利用料金は、第 24 条 (開通工事の開始) 第 1 項により契約者回線に設定された月額料金を基に算出するものとし、ただし、この約款で定める割引が適用される場合は、その割引を適用します。
4. 契約者回線の故障等の発生により、通信が利用できない期間が生じた場合等についても、月額料金は課せられるものとし、ただし、この約款に定めがある場合に限り、当社はこの約款に定める額の料金を払い戻すことにより、その損害を賠償いたします。

第 34 条 (最低利用期間)

最低利用期間が満了すべき日以前に契約の解除があった場合は、契約者様は、契約の解除があった日から最低利用期間が満了するべき日までの利用料金に相当する金額を、違約金として当社に一括して直ちに支払うものとし、

第 35 条 (請求)

1. 当社は、本契約期間中の 1 つの月の初日から末日までの利用料金 (この約款で定める割引が適用される場合は、その割引を適用した金額とします。) について、原則として、当該月の翌月のおおよそ 10 日までに契約者様に対し、請求書を送付することによって請求するものとし、
2. 当社は、契約者回線に係る初期費用および工事費等加算額について、初回の利用料金の請求時に合算して請求するものとし、
3. 請求金額には、消費税相当額が加算されるものとし、
4. 第 1 項の利用料金の計算において、その月の初日以外に契約者回線が開通した場合、または、本契約が終了した日の前日とその月の末日以外の場合、以下のように日割りにより計算するものとし、

| 場合 | その月の利用料金の算出方法 |
|-----------------------|---|
| その月の初日以外に契約者回線が開通した場合 | 月額料金を契約者回線が開通した日からその月の末日までの日数に乘じ、それをその月の日数で割った金額とします。 |
| 本契約が終了した日の前日とその月の末 | 月額料金をその月の初日から本契約が終了した日の前日まで |

| 場合 | その月の利用料金の算出方法 |
|---------------|---|
| 日以外の場合 | の日数に乘じ、それをその月の日数で割った金額とします。 |
| 上記各号ともに該当する場合 | 月額料金を契約者回線が開通した日から本契約が終了した日の前日までの日数に乘じ、それをその月の日数で割った金額とします。 |

第 36 条 (支払い)

1. 契約者様は、第 35 条 (請求) の請求があった日の属する月の月末までに、銀行振込により、当社に利用料金等を支払うものとします。
2. 前項の振込に係る手数料は、契約者様の負担とします。
3. 当社が支払いを受けた料金等については、この約款に定めがある場合以外は、いかなる理由があっても一切払戻しいたしません。

第 37 条 (遅延損害金)

契約者様は、料金その他の債務 (遅延損害金を除きます。) について、支払期日を経過してもなお支払わない場合は、支払期日の翌日から支払いの前日までの日数について、年 14.6%の割合で計算した額を、延滞利息として支払うものとします。

第 38 条 (月額料金の変更)

1. 当社は、いつでも、契約者回線に係る月額料金を値下げすることができるものとします。ただし、変更の効力は当該変更があった日以降の利用料金に対してのみ適用されます。
2. 契約締結後に生じた、社会の客観的経済的状況の著しい変動 (大幅なインフレーションやデフレーション等の発生の場合を含みますが、これらに限定されません。) により、契約者回線に係る月額料金が相当でないと明らかに認められるとき、当社は、変動による当社または契約者様の損害を軽減するために必要な範囲で変更することができるものとします。ただし、変更の効力は当該変更があった日以降の利用料金に対してのみ適用されます。

第 6 章 契約

第 39 条 (届出情報の変更)

契約者様は、契約者回線について当社に届出ている氏名または名称、住所、担当者様の氏名、勤務先住所および連絡先その他が変更になった場合は、遅滞なく当社に届け出るものとします。

第 40 条 (パスワードの変更)

1. 契約者様は、第 22 条 (申込みの承諾) 第 2 項の (ア) で規定されているパスワードを変更することを希望する場合は、当社に届出るものとします。

第 41 条 (契約者様の地位の継承)

1. 相続または法人の合併、会社分割等により、契約者様の地位の継承があったときは、相続人、存続法人または設立法人は、継承の事実を証明する書類と共に、当社に遅滞なく届けるものとします。
2. 前項により契約者様が複数となったときは、別途協議により、そのうち 1 人を当社とのご契約者様と定め、そのことを届出いただくこととします。この届出があるまでの間は、当社は任意にうち 1 人のみをご契約者様とみなして取扱います。

第 42 条 (契約の譲渡等の禁止)

契約者様は、当社に対する地位および権利義務等の法的関係の一部または全部を、当社の承諾なくして譲渡し、または担保に供することはできません。

第 43 条 (当社の行う事業譲渡)

1. 当社は、本サービスの事業の一部または全部を、他の電気通信事業者に譲渡することがあり、ご契約者様はこれに異議を述べないものとします。この場合、契約者様に対する当社の地位および権利義務等の法的関係は、自動的に、譲渡先の他の電気通信事業者に移転するものとします。
2. 前項の場合、当社は、事業を譲渡しようとする 12 ヶ月前まで (ただしやむを得ない合理的な理由がある場合にあつては、この期間を 6 ヶ月間まで短縮することができるものとします。) に、契約者様に対して、その旨を通知します。

第 44 条 (契約者回線の種類の変更)

1. 契約者様は、契約者回線の種類の変更をしようとするときは、当社に対し、変更を希望する日の 30 日前までに請求するものとします。
2. 第 1 項の請求があったときは、当社は、変更にかかる事務手数料および新たに発生する工事に係る工事費の額を、変更の内容や屋内配線等の状況によって見積もり、その金額を、契約者様に対して提示することがあります。この場合、契約者様はその金額の支払いに同意した場合に限り、当社はその請求を承諾します。

第 45 条 (契約者様の義務)

1. 契約者様は、以下の各項の事項を遵守するものとします。
 - (ア) 回線終端装置に、電源コンセントを介して、電気を供給し、回線終端装置のアース線を接地すること。また、回線終端装置を設置した室内の室温・湿度を第 31 条 (回線終端装置) 第 4 項の基準に保つこと。
 - (イ) 回線終端装置に、前号の電源コンセントを通じて、異常電圧の入力がないようにすること。
 - (ウ) 当社が設置した電気通信設備に、契約者様 (これらの従業員を含みます。) その他の通行者等が触れる等して衝撃を与えることのないようにすること。
 - (エ) 当社が設置した電気通信設備を、善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (オ) 当社または当社の派遣する係員ならびに相互接続事業者が、電気通信設備の設置または保守のために、土地・建物その他の工作物に、必要な範囲で立入り、または利用することに関する承諾を行うこと。この場合、契約者様と土地・建物の所有者または管理者が別の場合は、その者から予め必要な承諾を取得しておくこと。
 - (カ) 当社または当社の派遣する係員ならびに相互接続事業者による工事の際、少量のごみ、くず等 (主に装置等を運搬する際に使用するダンボール等の梱包用品や、木板等に穴を開けた際に出る粉等がありますが、これらに限定されません。) が出た場合において、工事終了後に、工事担当者から依頼があった場合に、それらを処分いただくこと。
 - (キ) 開通工事等の迅速化のため、当社が電気通信設備の設置、保守または修理等の作業のために必要な機材等を、それらの作業を行う当日または前日までに、当社または当社の委託した事業者から直接、宅配便等で契約者回線のご利用場所に対して送付することにより、それらの機材を持込む場合があります。この場合において、契約者様または担当者様は、これらの機材を、一時的に善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (ク) 光ファイバまたは光ファイバ用通信部品の端面付近を目視したり、付近を通行する者が誤って目視したりすることのないようにすること (光ファイバまたは光ファイバ用通信部品の端面からは強いレーザー光が照射されているため、目視すると危険です。)
 - (ケ) 当社が、契約者様、ご利用場所および担当者様の氏名または名称、住所ならびに連絡先等の情報を、必要な範囲で、相互接続事業者に対して開示すること。
 - (コ) 当社が、相互接続事業者から開示された契約者様、ご利用場所および担当者様の氏名または名称、住所ならびに連絡先等の情報を、必要な範囲で保持すること。
2. 契約者様は、以下の行為を行わないこととします。
 - (ア) 当社が設置した電気通信設備またはそれらの電気通信設備と相互接続している他の電気通信設備を、無断で移動、取外し、変更、分解、損傷または処分すること。ただし、災害等の事態に際して緊急にこれらの行為を行う必要があるときは、この限りではありません。
 - (イ) 当社が設置した電気通信設備またはそれらの電気通信設備と相互接続している他の電気通信設備に、無断で他の装置や部品等を取付けたり、それらの端子等に導体を接触させたり、または高電圧空中放電のスパーク等を導入すること (ただし、回線終端装置の接続ポートに自営端末設備等を接続するなど正当な場合は除きます。)
 - (ウ) 当社が設置した電気通信設備またはそれらの電気通信設備と相互接続している他の電気通信設備に、静電気や強力な電磁場を発生する物質等を近づけること。
 - (エ) 回線終端装置の接続ポートに自営端末設備等を接続する場合にあっては、この約款で規定されたインターフェイスに適合しないものを接続すること。
 - (オ) その他、当社の電気通信サービスの提供を妨げる行為。

第 46 条 (承諾の限界)

当社は、契約者様から調査、工事その他の請求があった場合について、その請求に応じることが技術上または業務の遂行上著しく困難な場合は、その請求を承諾しない場合があります。この場合は、その理由を契約者様に通知いたします。

第 47 条 (秘密の保持)

1. 当社および契約者様 (解除により契約者様でなくなった後も同様とします。) は、本サービスの提供を行い、または提供を受けるにあたり、知り得た相手方に関する、または相手方が保有する秘密情報 (技術、市場、営業等に関する一切の情報・ノウハウのほか、相手方の企業機密情報を含むものとしますが、これらに限定されません。) について、善良な管理者の注意をもって保管し、第三者に漏洩しないものとし、本サービスの提供を行い、または提供を受ける目的のためのみに使用するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、裁判所、税務署、警察等の公的機関への情報提供が法令等により義務づけられている場合に、当該法令等に定められた範囲内で当該公的機関への情報提供を行うために必要な限度において、相手方に関する秘密情報を使用し、または公的機関に開示することができるものとします。ただし、この場合において、本契約当事者は当該情報が伝達される範囲が最小となるよう必要な措置を講ずるものとします。

第 48 条 (契約者様から当社に対する文書等の送付)

1. 契約者様から当社への文書による申込等は、当社宛に書面を提出するほか、当社が用意する契約者様向けインターネットウェブサイトにおいて契約者様が契約者回線に設定されている第 22 条 (申込みの承諾) 第 2 項の (ア) で規定されている ID とパスワードを正確に入力した上で電子的にデータを送信することにより行うものとします。

2. 当社は、第1項の書面を受取った場合において、当該書面に捺印されている印鑑の印影と、すでに契約者回線について契約者様から提出されているお届け印の印影とが一致する旨を相当の注意をもって確認した場合について、その文書が契約者様本人から提出されたものとして取扱います。
3. 当社は、第1項の電子的データを受取った場合において、送信者が当該電子的データを送信する際に入力したIDとパスワードが、契約者回線に設定されている第22条（申込みの承諾）第2項の（ア）のIDとパスワードと一致する旨を相当の注意をもって確認した場合について、その電子的データが契約者様本人から提出されたものとして取扱います。

第49条（契約者様への通知）

1. 当社から契約者様に対して通知することとなっている事項について、当該通知は、契約者様または契約者様が指定された担当者様が届け出た住所、メールアドレスまたはファクシミリ番号に対して、当社が郵便物、電子メールまたはファクシミリを送付することで足りるものとします。
2. 当社からの通知は、当社が通知を発信した時点で効力を発生するものとします。これは、電子メールおよびファクシミリについても同様とします。

第50条（契約者様による契約の解除）

契約者様は、すでに開通している契約者回線について、その契約を将来に向かって解除しようとするときは、解除しようとする日の30日前までに当社が定める書類により当社に届出るものとします。

第51条（当社による契約の解除）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合に、何ら催告することなく本契約を将来に向かって解除することができるものとします。
 - （ア）契約者様がこの約款に基づき当社が請求した料金等の一部または全部を、支払いの期日から60日以上延滞した場合。
 - （イ）契約者様が以下の各号のいずれかに該当することとなった場合。
 - （一）手形又は小切手を不渡りとしたとき、その他支払停止状態に至ったとき。
 - （二）差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売を命じる裁判若しくは処分を受けたとき、又は租税公課を滞納し督促を受けたとき。
 - （三）破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法的倒産手続開始の申立を自ら行い若しくは第三者から受けたとき、又は解散、清算若しくは私的整理の手続に入ったとき。
 - （四）前各号に準ずる信用に合理的に疑義を生じさせる事由があったとき。
 - （五）当社に対し詐術その他背信的な行為があった場合。
 - （六）当社に対して事実と異なる事項を届出た場合。
 - （ウ）契約者様がこの約款に違反し、当社が催告のうえ相当の期間を経ても状況が改善されない場合。
 - （エ）契約者様から、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - （オ）以下の理由等により、通信サービスの継続が著しく困難または不可能となった場合。
 - （一）当社と相互接続事業者との相互接続協定の解除、相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止または契約者回線に係る相互接続事業者との相互接続点の所在場所の変更若しくは廃止により、通信サービスの継続が著しく困難または不可能となった場合。
 - （二）当社が電気通信事業者でなくなり、または本サービスに係る電気通信事業を実施することができなくなった場合。
 - （三）不可抗力な異常事態（風害、落雷、豪雨、水害、高潮、地震、津波、落盤、火災、ガス害、非常に長期間の停電、異常電圧、交通機関の麻痺、予見困難かつ当社に重過失のない事故、原子力災害、日本国政府（地方自治体を含みます。以下同じとします。）または外国政府（地方自治体を含みます。以下同じとします。）による有形力の行使（政府による物品の売買規制、移動制限、押収、輸出入の停止等のほか、当社係員（当社の委託先を含みます。）の身体に対する規制（避難指示、行動制限、身体拘束等を含みます。）が含まれますが、これらに限定されません。）、サイバーテロ、争乱、暴動、戦争、その他当社によって予期または防止することが困難な自然的又は人為的な現象をいいます。）が発生したことにより、通信サービスの継続が著しく困難または不可能となった場合。
 - （カ）上記に類する真にやむを得ない場合。
2. 当社は、前項の（オ）以外に該当することにより本契約を解除する場合、同一の契約者様に係る他の契約者回線の一部または全部についても、同様に本契約を将来に向かって解除することができるものとします。
3. 第1項の（オ）以外に該当することにより本契約が解除された場合は、契約者様は当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、債務の全額を直ちに履行しなければならないものとします。

第52条（当社が行うハードイーササービスの終了の場合）

1. 当社は、「ハードイーサ」サービスを終了することがあります。この場合にあっては、サービスを終了しようとする12ヶ月前（ただしやむを得ない合理的な事由がある場合はこの期間を6ヶ月間まで短縮することができるものとします。）に、当社はすべての「ハードイーサ」サービスの契約者様に対してその旨を予告するとともに、可能な限り、他の電気通信事業者の提供する、「ハードイーサ」サービスに類似する通信サービスの情報を提供するものとします。
2. 第1項の規定により「ハードイーサ」サービスが終了する場合は、終了時点で本契約は将来に向かって終了します。

第 53 条 (契約解除の場合の電気通信設備の取扱いについて)

1. 当社は、契約終了した場合、遅滞なく、当社が所有する電気通信設備を回収するものとします。この場合、回収作業のため当社、当社が委託する者またはそれらの係員が現場で作業を行う場合は、契約者様（契約解除によって契約者様でなくなった者も含みます。以下、この条において同様とします。）は、この作業に協力するものとします。
2. 前項の協力が得られないことにより当社による電気通信設備の回収が実現できない場合、当社は契約者様に対して、当該電気通信設備の購入時の価格に相当する金額の損害賠償を請求することができるものとします。
3. 前 2 項の定めは、相互接続事業者の所有する電気通信設備についても準用されるものとします。

第 54 条 (電気通信設備の所有権の放棄)

1. 当社は、第 53 条 (契約解除の場合の電気通信設備の取扱いについて) の規定にかかわらず、契約解除となった後、当社がする電気通信設備の一部または全部について、その所有権を放棄することができるものとします。
2. 第 1 項の場合、当社は契約者様に放棄の旨を通知するものとし、契約者様は、所有権が放棄された電気通信設備を、自らの負担により、任意に処分することができ、当社はそれに異議を述べないものとします。
3. 前 2 項の定めは、相互接続事業者の所有する電気通信設備についても準用されるものとします。ただし、相互接続事業者が今後の需要その他の理由のため当該電気通信設備を設置場所に据え置くことが相当であると判断した場合は、契約者様はそれに従うものとします。

第 55 条 (契約解除後の権利義務の存続)

契約が解除となった場合においても、第 8 条 (最低利用期間および違約金) 第 2 項、第 25 条 (開通までの間の契約の解除) 第 3 項、第 27 条 (契約者様による承諾) 第 4 項、第 33 条 (利用料金の支払義務) 第 4 項、第 34 条 (最低利用期間)、第 36 条 (支払い) 第 3 項、第 37 条 (割増金)、第 38 条 (延滞利息)、第 47 条 (秘密の保持)、第 51 条 (当社による契約の解除) 第 3 項、第 53 条 (契約解除の場合の電気通信設備の取扱いについて)、第 54 条 (電気通信設備の所有権の放棄)、第 65 条 (当社による損害賠償)、第 66 条 (当社による損害賠償の方法)、第 67 条 (特別な場合における損害賠償金額の計算上の故障期間の減算の規定)、第 68 条 (免責)、第 69 条 (契約者様による損害賠償)、第 76 条 (協議) および第 77 条 (合意管轄) に定められる権利義務関係については、その必要がなくなるときまで残存し存続するものとします。

第 7 章 保守およびサポート

第 56 条 (責任分界点)

1. 各ご利用場所における責任分界点は、回線終端装置に具備される接続ポートのメスコネクタ部分とします。
2. 当社の保守範囲は、契約者回線に係る、2 箇所の責任分界点の間のみとします。

第 57 条 (故障の定義)

1. この約款において、故障とは、通信が全く利用できないか、または通信が利用できても、第 13 条 (品質保証) に定められた通信品質を満たす通信が継続して行えなくなった状態 (第 2 項の故障期間の時間が、契約者回線の種類および特定契約者割引の有無ごとに以下の表で掲げられる継続時間以上である場合に限り) をいいます。

| 契約者回線の種類および特定契約者割引の有無 | 故障とみなされる継続時間 |
|-----------------------|--------------|
| スタンダードタイプ | 15 分間 |
| エンタープライズタイプ | |
| バリュータイプ (特定契約者割引なし) | |
| バリュータイプ (特定契約者割引あり) | 24 時間 |

2. この約款において、故障期間とは、通信が全く利用できないか、または通信が利用できても、第 13 条 (品質保証) に定められた通信品質を満たす通信が継続して行えなくなった状態が発生した場合において、以下の各号のうちいずれか早いほうの時刻から、故障がなくなった時刻までの間に経過した時間をいいます。
(ア) 契約者様はその状態の発生の事実を当社に対して通知し、当社がその通知を受信したとき。
(イ) 当社の係員がその状態の発生の事実を認知したとき。

第 58 条 (契約者様の切分責任と修理の請求)

1. 契約者様は、自営端末設備等を契約者回線の回線終端装置に接続している場合において、故障が発生したと思料するときは、自営端末設備等に故障がないかどうか、自らの責任および費用負担で検査するものとします。
2. 前項の検査の結果、自営端末設備等に故障がないことが明らかであり、契約者回線に故障があると判断した場合のみ、当社に対し、故障の事実の通知と契約者回線の修理の請求を行うものとします。

第 59 条 (保守に関する連絡先)

1. 第 58 条 (契約者様の切分責任) 第 2 項の故障の事実の通知と修理の請求は、お問い合わせ窓口に対して連絡することにより行うものとします。
2. お問い合わせ窓口における対応は、営業時間内に限られるものとします。ただし、営業時間内以外の場合であっても、当社が電話のメッセージ記録装置、ファクシミリまたは電子メールの受信装置を稼働させている場合において、契約者様がメッセージ、ファクシミリまたは電子メールを当社に送付したときは、当社の装置がそれらを蓄積したことを

もって、第 57 条（故障の定義）第 2 項（ア）の受信をしたものとみなします。

3. 当社は、お問い合わせ窓口において、直ちに係員による対応ができない場合は、折り返しご連絡を差し上げる等の方法によって、対応を保留する場合があります。

第 60 条（当社による故障の検査および修理）

1. 当社は、第 59 条（保守に関する連絡先）第 1 項により修理の請求があった場合で、かつ電子メールや電話等による故障検査または故障修理が不可能であると判断した場合は、ご利用場所へ当社または当社が委託する者の係員（以下「修理係員」といいます。）を派遣することにより、故障の修理の検査を行います。これにより契約者回線に故障があることが確認できた場合に限り、故障の修理を行います。
2. 故障の検査・修理にかかる費用（修理係員の派遣に関する費用も含みます。）は、当社が負担するものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、当社による故障の検査の結果、故障がないことが確認できた場合については、前項の費用（第 23 条（開通工事の開始前の申込みの取消し）に掲げる表によって算出するものとします。）は、契約者様が負担することとします。この場合において、当社は、当該費用の請求を、次回の請求時に合算して行うものとします。

第 61 条（修理係員の派遣の日時）

この章の規定に基づき当社が修理係員を派遣する場合にあっては、その派遣の日時は、当社と契約者様との協議で定める、営業時間内のできる限り早期な日時とします。

第 62 条（修理係員の派遣にかかる期間）

1. 当社は、第 60 条（当社による故障の検査および修理）による現場への修理係員の派遣に係る期間の努力基準について、以下の表に掲げるように定め、可能な限りこの期間内に派遣をするように努めます。ただし、この基準は当社の義務を定めるものではありません。

| 契約者回線の種類および特定契約者割引の有無 | 現場への係員の派遣に係る期間の努力基準 | 優先順位 |
|-----------------------|------------------------------|------|
| スタンダードタイプ | 故障発生日の当日または翌営業日までとします。 | 高 |
| エンタープライズタイプ | 故障発生日の当日または翌営業日までとします。 | 高 |
| バリュータイプ（特定契約者割引なし） | 故障発生日の当日、翌営業日または翌々営業日までとします。 | 中 |
| バリュータイプ（特定契約者割引あり） | 故障発生日を含む 5 営業日までとします。 | 低 |

2. 第 1 項の表にあって、「優先順位」とは、当社の有する多数の契約者回線について同時に故障による派遣を要する場合の、当該派遣の実施の優先順位の規定をいいます。
3. 第 1 項の表にあって、「故障発生日」とは、当社に対して故障の通知がなされた時間（営業時間内でない場合にあつては、翌営業日とします。）を含む日を指します。
4. 技術上または業務の遂行上の理由により、第 1 項の基準よりも長い時間がかかることがあります。この場合、故障時間が長引くことがあります。その場合においても、当社が賠償すべき金額は第 65 条（当社による損害賠償）の規定によるものとします。

第 63 条（当社による自主的な係員の派遣）

1. 当社は、第 58 条（契約者様の切分責任と修理の請求）第 2 項による修理の請求がない場合においても、以下の場合に、当社の修理係員をご利用場所に派遣することがあります。
 - (ア) 契約者回線に係る電気通信設備に障害が発生している可能性を検知し、当該障害を修理するべきであると判断した場合。
 - (イ) 契約者回線に係る電気通信設備が経年劣化で老朽化している場合等で、定期的に交換する必要がある場合。
 - (ウ) 契約者回線に故障は生じていないが、電気通信設備の一部の部品が故障しており、交換する必要がある場合。
2. 前項の場合の派遣にかかる費用は、当社が負担いたします。その他本条により修理係員を派遣する場合の規定は、第 58 条（契約者様の切り分け責任と修理の請求）第 2 項により修理の請求があったことにより係員を派遣する場合の規定を準用します。

第 64 条（迅速な故障の回復のための契約者様の協力）

当社は、修理係員をできるだけ迅速に派遣し契約者回線を修理するため、その派遣および故障の検査・修理を、営業時間外または非営業日に行う場合があります。このような場合、契約者様またはご利用場所の担当者様は、この立会いに協力するものとします。

第 8 章 損害賠償

第 65 条（当社による損害賠償）

1. 当社は、契約者様の責めによらない理由により、契約者回線に第 57 条（故障の定義）に規定される故障が発生した場合、その故障に係る故障期間が、第 57 条（故障の定義）第 1 項の表で定められる時間以上である場合に限り、以下の表で掲げられる算出方法によって当社が算出する金額（ただしこの金額が月額料金を超える場合は、月額料金と

同一金額とします。)を、契約者様に対して、損害賠償金として支払います。

| 契約者回線の種類および特定契約者割引の有無 | 損害賠償金の金額の算出方法 |
|-----------------------|---|
| スタンダードタイプ | 月額料金に故障期間（分単位とし、小数点以下は切上げます。）を乗じた金額を月間の総分数で割った値を2倍することにより算出します。 |
| エンタープライズタイプ | |
| バリュータイプ（特定契約者割引なし） | 月額料金に故障期間（分単位とし、小数点以下は切上げます。）を乗じた金額を月間の総分数で割ることにより算出します。 |
| バリュータイプ（特定契約者割引あり） | 月額料金に故障期間（日単位とし、小数点以下は切捨てます。）を乗じた金額を月間の総日数で割ることにより算出します。 |

2. 前項にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合は、当社は損害賠償を行いません。

(ア) 契約者様が法令またはこの約款による義務を守らなかったり、禁止されている行為を行ったりした結果によって発生した故障の場合。

(イ) 契約者様が故意または重過失により、異常な通信やデータ入力を発生させた結果により生じた故障の場合。

第 66 条 (当社による損害賠償の方法)

当社は、前条（当社による損害賠償）により契約者様に損害賠償金を支払う方法として、当該故障が発生した月に係る利用料金の請求に際し、請求金額から当該損害賠償金の金額を減じる方法によって支払うものとします。

第 67 条 (特別な場合における損害賠償金額の計算上の故障期間の減算の規定)

第 65 条（当社による損害賠償）の規定を適用するにあつては、故障期間が増大した原因が、以下の表に掲げる迅速な修理対応を行うことが不能であった場合の条件に該当する場合は、当社は、第 65 条（当社による損害賠償）の損害賠償金額を算出するにあたり、以下の表に掲げる期間（以下の表に掲げる複数の条件に該当する場合は、それぞれの場合の減じるべき期間を合計した期間とします。）を故障期間から減じて計算することとします。

| | |
|--|--|
| 迅速な修理対応を行うことが不能であった場合の条件 | 第 65 条（当社による損害賠償）の損害賠償金額を算出するにあたり故障期間から減じるべき期間 |
| 第 61 条（修理係員の派遣の日時）に定める修理係員派遣日時の協議が整うまでの時間が契約者様の都合により長引き、それにより故障期間が著しく長引いた場合。 | 協議が整うまでの時間が契約者様の都合により長引いたことが原因で故障期間が長引いた期間とします。 |
| 第 61 条（修理係員の派遣の日時）の協議によって定められた日時に修理係員がご利用場所に到着したにもかかわらず、契約者様または担当者様による立会や入館手続き等に必要な迅速な協力が得られず、それにより故障期間が著しく長引いた場合。 | 立会や入館手続き等に必要な迅速な協力が得られなかったことが原因で故障期間が長引いた期間とします。 |
| 第 64 条（迅速な故障の回復のための契約者様の協力）に定める契約者様の協力が得られず、それにより故障期間が著しく長引いた場合。 | 第 64 条（迅速な故障の回復のための契約者様の協力）の規定により本来修理係員が現場作業を開始することができた日時から、実際に現場作業を開始することができた日時までの間の期間とします。 |

第 68 条 (免責)

1. 当社は、契約者様が本サービスを利用したことまたは利用できなかったこと（申込者様が本サービスを申込んだ結果開通が遅延した場合を含みます。）により損害を受けた場合について、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は、契約者様に対して、第 65 条（当社による損害賠償）の規定による他は、何ら責任を負わず、一切損害賠償をしないものとします。

2. 前項のほか、以下の各号のうちいずれかに挙げられる当社による回線開通または故障修理の活動を妨げる事態が発生してから解消するまでの間において、契約者様が本サービスを利用できなかった期間が発生した場合、契約者様が本サービスを利用できなかったこと（申込者様が本サービスを申込んだ結果開通が遅延した場合を含みます。）により損害を受けたことについて、当社は、契約者様に対して、第 65 条（当社による損害賠償）の規定による他は、何ら責任を負わず、一切損害賠償をしないものとします。

(ア) 風害、落雷、豪雨、水害、高潮、地震、津波、落盤、火災、ガス害およびその他の災害。

(イ) 非常に長期間の停電、異常電圧、交通機関の麻痺、予見困難かつ当社に重過失のない事故、原子力災害、サイバーテロ、争乱、暴動、戦争等。

(ウ) 日本国政府または外国政府による有形力の行使。たとえば、政府による物品の売買規制、移動制限、押収、輸出入の停止等のほか、当社係員（当社の委託先を含みます。）の身体に対する規制（避難指示、行動制限、身体拘束等を含みます。）が含まれますが、これらに限定されません。

3. 前各項のほか、いかなる場合にあつても当社による損害賠償の額は過去1年間にお客様によって当該回線契約に基づきすでに支払われた金額を上限とします。

第69条 (契約者様による損害賠償)

契約者様は、法令またはこの約款による義務や禁止事項を遵守しなかつたり、またはその他の違法行為を行つたりした結果、当社が設置した電気通信設備を故障または滅失させ、またはその他の損害を当社に対して生じさせた場合は、当社に対して、その損害を賠償するものとします。

第70条 (土地・建物の所有者または管理者からの承諾の取得に関する規定)

1. この約款において、申込者様または契約者様が、事前に土地・建物の所有者または管理者からの承諾を得る義務を有する旨の規定がある場合、当社は、事前現地調査または工事を行おうとする場合において、すでに当該承諾があつたものとみなして取扱います。
2. 契約者様が前項の承諾を取得されなかつたことにより、管理者様等から当社または相互接続事業者に対して損害賠償請求があつた場合、契約者様はそのために当社が被る損害及び費用を負担するものとします。
3. 契約者様が前項の承諾を取得されなかつたことが原因で、当社が開通に着手したにもかかわらず開通が不能となつた場合は、当社は第25条(開通までの間の契約の解除)第3項に相当する損害賠償を契約者様に請求することができるものとします。

第9章 雑則

第71条 (個人情報の取扱い)

1. 当社が本サービスの提供のために取得する契約者様および担当者様の個人情報(以下「個人情報」といいます。)については、当社は、当サービスの提供に必要な手続きを実施するため、および本サービスに関連する情報を契約者様に対して通知するために利用するものとし、この約款または法令で特に規定されている場合を除き、契約者様に無断で、その他の目的には使用しないこととします。
2. 当社は業務の一部または全部を第三者に委託する場合、当該第三者に対して、個人情報の取扱いについて上記を遵守する旨を確約させた上で、業務上必要な範囲で本個人情報を開示できるものとします。
3. 当社は、相互接続事業者に対して、本個人情報の取扱いについて上記を遵守する旨を確約させた上で、業務上必要な範囲で本個人情報を開示できるものとします。
4. 当社は、本個人情報を安全に管理するための人的及び物的体制の整備に努めるものとします。

第72条 (非常時の通信利用の制限等)

1. 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合で、当社が必要と認めるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信、電力の供給の確保および秩序の維持のために必要な通信、および公共の利益のために緊急を有する通信を優先的に取扱うため、次の各号に設置されている契約者回線等以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。
 - (ア) 気象機関
 - (イ) 水防機関
 - (ウ) 消防機関
 - (エ) 災害救助機関
 - (オ) 警察機関(海上保安庁の機関を含みます。)
 - (カ) 防衛機関
 - (キ) 輸送の確保に直接関係がある機関
 - (ク) 通信の確保に直接関係がある機関
 - (ケ) 電力の供給の確保に直接関係がある機関
 - (コ) ガスの供給の確保に直接関係がある機関
 - (サ) 水道の供給に直接関係がある機関
 - (シ) 選挙管理機関
 - (ス) 新聞社、放送事業者および通信社の機関
 - (セ) 預貯金業務を行う金融機関
 - (ソ) 国又は地方公共団体の機関
2. 当社は、第1項により通信を中止しようとする場合、事前に契約者様に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第73条 (保証の限界)

当社は、本サービスについて、この約款に定める範囲を超える特定目的への適合性については保証しないこととします。また、契約者回線がすべての種類のコンピュータ・ハードウェアおよびソフトウェアとの組合せでも適切に機能すること、契約者様の要求に合致しもしくは契約者様が使用するために選択できるすべての組合せで作動すること、動作が中断せずもしくは誤りが皆無であること、またそれらが完全に是正されることについても、同様の取扱いとします。

第74条 (別に定めることとしている事項について)

この約款において当社が別に定めることとしている事項について、当社は、申込検討者様、申込者様または契約者様からの請求により、請求があった時点において当社が定めている事項を開示いたします。

第75条 (この約款の変更)

1. 当社は、この約款を変更することができるものとします。その場合、当社は変更しようとする6ヶ月前まで (ただしやむを得ない合理的な事由がある場合は、この期間を3ヶ月間まで短縮することができるものとします。) に、当社はすべての契約者様 (その約款の変更により影響を受けない者を除きます。) に対し、その旨を告知いたします。
2. 前項による約款の変更によって受ける影響が軽微でなく、かつ、その変更によって契約者様にとって不利益が生じる場合に限り、契約者様は、前項の通知があったときから約款の変更があるときまでの間に、当社に対してその理由および解除する旨を通知することにより、契約を将来に向かって解除することができます。
3. 前項の場合の契約の解除について、契約者様は、第34条 (最低利用期間) の規定による違約金の支払いを免れます。

第76条 (協議)

この約款について、当社と契約者様との間で疑義が生じた場合、または定めのない事項が生じた場合については、当社と契約者との間で誠実に協議して解決を図るものとします。

第77条 (合意管轄)

1. この約款に基づく契約は、日本国の法令を準拠法とします。
2. 契約に関して生じた紛争について、裁判上の解決を要するときは、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第78条 (軽微な誤り)

この約款の文面または本契約に基づく契約当事者間の文書等の内容に、誤字・脱字等の軽微で明らかな誤りがある場合は、本来誤りがなかった場合に適用されるべきであると合理的に判断される事項が自動的に適用されるものとします。

第79条 (可分性)

この約款の一部の条項が無効、法的拘束力がない、または不法であると判決された場合においても、残りの条項は効力を保持するものとします。

以上

約款の変更履歴 (第1版 → 第2版)

当社は第75条 (この約款の変更) に基づき、以下のように本約款を変更いたします。約款の変更について、契約者様には6ヶ月前までに書面で通知をさせていただきます。以下の変更は、2015年2月1日から効力を生じます。

記

第5条 (サービスで提供される機能)

回線の種類が「バリュートタイプ」の場合、従来の約款ではVLAN IDは1から4,091までしか利用できない旨が規定されていましたが、実際には任意のVLAN IDが利用できました。今回、利用可能なVLAN IDについて範囲規制を削除し、すべてのVLAN IDが利用可能であることを明確化しました。また、回線の種類が「バリュートタイプ」の場合、ジャンボフレームの透過が可能ですが、従来の約款ではジャンボフレームの透過ができないものとされていました。今回、ジャンボフレームの透過が可能であることを明確化しました。

| 変更前 | 変更後 (下線部を追加) |
|---|---|
| IEEE802.1Qに準拠した任意のVLAN IDを付加したVLANタグ付きフレームを通過可能です。ただし、VLAN IDは1から4,091までとします。 | IEEE802.1Qに準拠した任意のVLAN IDを付加したVLANタグ付きフレームを通過可能です。ただし、 <u>回線の種類がスタンダードタイプおよびエンタープライズタイプの場合については、VLAN IDは1から4,091までとします。</u> |
| 1,518バイト (ただしIEEE802.1Qに準拠したVLANタグ付きフレームの場合は、1,522バイトとします。) とします。 | <u>回線の種類がスタンダードタイプおよびエンタープライズタイプの場合については、1,518バイト (ただしIEEE802.1Qに準拠したVLANタグ付きフレームの場合は、1,522バイトとします。) とします。</u> <u>回線の種類がバリュートタイプの場合については、1,518バイト (ただしIEEE802.1Qに準拠したVLANタグ付きフレームの場合は、1,522バイトとします。) までのフレームのほか、1,518バイトを超えるフレーム (ジャンボフレーム) の透過に対応するものとします。この場合において、当社はフレームサイズ4,092バイト (ただしIEEE802.1Qに準拠したVLANタグ付きフレームの場合は、4,096バイトとしま</u> |

| | |
|-----|--|
| 変更前 | 変更後（下線部を追加） |
| | す。）における動作保証を行います。回線を構成する装置のフレームサイズの上限値の規定はありませんが、4,092 バイト（VLAN タグ付きフレームの場合には 4,096 バイト）を超えるフレームの伝送について、お客様側の自営端末設備等の種類については相性問題によりパケットロスが発生する可能性があります。この場合において、お客様は契約前に当社に対してお客様側の自営端末設備等と当社装置とのジャンボフレーム伝送に係る相性問題の有無を確認する作業を請求することができるものとします。 |

第 8 条（最低利用期間および違約金）

2014 年 6 月 1 日から実施している「2 ヶ月間お試し利用・返金制度」(<http://www2.softether.jp/jp/hardether/refund/>)の規定が適用された場合、最低利用期間に係る違約金が発生しなくなる旨を明記しました。

| | |
|------|---|
| 変更前 | 変更後（下線部を追加） |
| (なし) | 3. 2014 年 6 月 1 日以降にお申し込みをされた契約者様は、当社が別に定めるところにより規定する「2 ヶ月間お試し利用・返金制度」（当社が当社の Web サイトに掲載する内容に基づくものとします。）の条件に一致した場合において、回線開通後 2 ヶ月以内に当該回線を解約いただくことができます。この場合においては、前項の違約金の支払は免除されるものとします。 |

第 21 条（工事費等加算額）

開通工事開始合意書に関する規定を削除いたしました。

| | |
|---|------|
| 変更前（下線部を削除） | 変更後 |
| 4. 前各項により 2 箇所のご利用場所の工事費等加算額の金額が決定された場合は、当社が定める様式の開通工事開始合意書を作成し、当事者双方が記名及び捺印するものとします。 | (削除) |

第 22 条（申込みの承諾）

現在、「回線開通通知書 兼 契約承諾書」を開通時にお渡しする運用とさせていただきます。以前の約款上は「契約承諾書」については開通前にお渡しすることとなっていましたが、今回これを削除し、契約の申込み承諾の通知を電子メール等で送付することにより契約が成立する旨を追記いたしました。

| | |
|--|---|
| 変更前（下線部を削除） | 変更後（下線部を追加） |
| 2. 申込みの承諾の通知は、以下の事項を記載した契約承諾書を当社が別に定める方法により書面または電子メールを交付送付することで行います。 (ア) 契約者回線 ID（契約者回線を一意に識別する文字列をいいます。）とパスワード (イ) 契約者回線に係る保守・サポートに関するお問い合わせ窓口（以下「お問い合わせ窓口」といいます。） (ウ) 第 16 条（申込検討）の規定により決定された初期費用および月額料金の額 (エ) 第 21 条（工事費等加算額）の規定により決定された 2 箇所のご利用場所の工事費等加算額 3. 本契約は、前項の <u>契約承諾書</u> を当社が <u>発送</u> した時点で成立するものとします。 | 2. 申込みの承諾の通知は、当社が別に定める方法により書面または電子メールを送付することで行います。 3. 本契約は、前項の <u>通知</u> を当社が <u>発信</u> した時点で成立するものとします。 |

第 31 条（回線終端装置）

回線終端装置の消費電力について、「バリュートイプ」の場合も「スタンダードタイプ・エンタープライズタイプ」と同一の消費電力がかかる旨が記載されていましたが、実際には「バリュートイプ」の場合の消費電力はごくわずかであるため、約款の記載を現状に合わせました。また、スタンダードタイプ・エンタープライズタイプの回線終端装置は 19 インチラックにマウントする運用となっていることから、寸法について、ラックの必要ユニット数の記載に改めました。

| | |
|---|---|
| 変更前（下線部を削除） | 変更後（下線部を追加） |
| 3. 回線終端装置は、電源コンセントを介して、100V 50Hz または 60Hz の電気を供給することで稼動します。この場合、回線終端装置 1 個あたりの消費電力は、最大 400W 程度とします。 | 3. 回線終端装置は、電源コンセントを介して、100V 50Hz または 60Hz の電気を供給することで稼動します。この場合、回線終端装置 1 個あたりの消費電力は、 <u>回線の種類がバリュートイプの場合には最大 10W 程度、スタンダードタ</u> |

| | |
|--|--|
| 変更前 (下線部を削除) | 変更後 (下線部を追加) |
| | イプおよびエンタープライズタイプの場合には最大 400W 程度とします。 |
| 回線終端装置の寸法 (ヨコ × タテ × フカサ) スタンダードタイプ・エンタープライズタイプ 60cm x 55cm x 60cm | 回線終端装置の寸法 (ヨコ × タテ × フカサ) スタンダードタイプ・エンタープライズタイプ 一般的な 19 インチサーバラックにおける連続する 3U 分のスペースとします。 |

第 51 条 (当社による契約の解除)

不可抗力な異常事態の例示として、津波、交通機関の麻痺、予見困難かつ当社に重過失のない事故、原子力災害、政府による有形力の行使を追加しました。

| | |
|--|--|
| 変更前 | 変更後 (下線部を追加) |
| (三) 不可抗力な異常事態 (風害、落雷、豪雨、水害、高潮、地震、落盤、火災、ガス害、非常に長期間の停電、異常電圧、争乱、暴動、戦争等当社または契約者様のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象をいいます。) が発生したことにより、通信サービスの継続が著しく困難または不可能となった場合。 | (三) 不可抗力な異常事態 (風害、落雷、豪雨、水害、高潮、地震、 <u>津波、落盤、火災、ガス害、非常に長期間の停電、異常電圧、交通機関の麻痺、予見困難かつ当社に重過失のない事故、原子力災害、日本国政府または外国政府による有形力の行使 (政府による物品の売買規制、移動制限、押収、輸出入の停止等のほか、当社係員 (当社の委託先を含みます。) の身体に対する規制 (避難指示、行動制限、身体拘束等を含みます。)</u> が含まれますが、これらに限定されません。)、争乱、暴動、戦争等当社または契約者様のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象をいいます。) が発生したことにより、通信サービスの継続が著しく困難または不可能となった場合。 |

第 68 条 (免責)

万一、災害や政府による規制等により当社による回線開通または故障修理の活動を妨げる事態が発生した場合における損害賠償の制限の規定を追加しました。また、契約に係る損害賠償の金額は過去 1 年間にお客様によって当該回線契約に基づきすでに支払われた金額を上限とする旨の規定を追加しました。

| | |
|------|---|
| 変更前 | 変更後 (下線部を追加) |
| (なし) | 2. 前項のほか、以下の各号のうちいずれかに挙げられる当社による回線開通または故障修理の活動を妨げる事態が発生してから解消するまでの間において、契約者様が本サービスを利用できなかった期間が発生した場合、契約者様が本サービスを利用できなかったこと (申込者様が本サービスを申込んだ結果開通が遅延した場合を含みます。) により損害を受けたことについて、当社は、契約者様に対して、 <u>第 65 条 (当社による損害賠償) の規定による他は、何ら責任を負わず、一切損害賠償をしないものとします。</u> (ア) 風害、落雷、豪雨、水害、高潮、地震、津波、落盤、火災、ガス害およびその他の災害。 (イ) 非常に長期間の停電、異常電圧、交通機関の麻痺、予見困難かつ当社に重過失のない事故、原子力災害、争乱、暴動、戦争等。 (ウ) 日本国政府または外国政府による有形力の行使。たとえば、政府による物品の売買規制、移動制限、押収、輸出入の停止等のほか、当社係員 (当社の委託先を含みます。) の身体に対する規制 (避難指示、行動制限、身体拘束等を含みます。) が含まれますが、これらに限定されません。 |
| (なし) | 3. 前各項のほか、いかなる場合にあっても当社による損害賠償の額は過去 1 年間にお客様によって当該回線契約に基づきすでに支払われた金額を上限とします。 |

以上